平成３０年（フ）第１０号
静岡県富士宮市山本105番地の１
債務者　杉山　容美
１　決定年月日時　平成30年４月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成３０年（フ）第４２号
静岡県富士市今泉１丁目10番１号　ＭＫビル３Ｆ
債務者　杉坂惠津子
１　決定年月日時　平成30年４月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成３０年（フ）第６１号
三重県松阪市嬉野津屋城町179番地41
債務者　林　　秀明
１　決定年月日時　平成30年４月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
津地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第１５号
三重県伊賀市緑ケ丘西町2562番地の１　ハイランドセフィーラ103号室
債務者　溝口　隆志（旧姓岩田）
１　決定年月日時　平成30年４月10日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成３０年（フ）第９号
三重県尾鷲市中央町３番14号
債務者　足立　尚子
１　決定年月日時　平成30年４月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
津地方裁判所熊野支部

平成３０年（フ）第９９号
兵庫県尼崎市西昆陽３丁目32番15―104号
債務者　谷舗　兼三
１　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第１２３号
兵庫県尼崎市武庫元町１丁目１番10号　ラ・フォーレ武庫101号
債務者　杉田万里絵
１　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第１４１号
兵庫県尼崎市上坂部１丁目２番２―329号
債務者　山田由美子（旧姓西川）
１　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第５２号
徳島県板野郡松茂町笹木野字八上57番地１　ハイツ伊達娘Ｂ　303号室
債務者　逢坂　恵美
１　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
徳島地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第５６号
徳島県徳島市川内町金岡40番地の３　ラフォーレⅢ　102号室
債務者　山田真二郎
１　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
徳島地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１００号
大分県別府市大字鶴見2781番地の４　コーポエーワンＡ101号
債務者　高田　末子
１　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第１０２号
大分県別府市大字北石垣866番地の11　コーポ上人101号
債務者　吉田　元司
１　決定年月日時　平成30年４月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第２２号
鹿児島県姶良市脇元1820番地１
債務者　末原チヅ子
１　決定年月日時　平成30年４月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成３０年（フ）第３７号
福島県本宮市高木字井戸上21番地５
債務者　髙橋　朋子
１　決定年月日時　平成30年４月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成３０年（フ）第３９号
福島県郡山市片平町字新蟻塚144番地の８
債務者　加藤　勝久
１　決定年月日時　平成30年４月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第２５５号
神戸市西区天が岡７番地の６、前住所千葉県船橋市海神２丁目17番12号　ローズハウス101号
債務者　二薮　智子
１　決定年月日時　平成30年４月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第２６９号
兵庫県明石市藤が丘１丁目15番２号
債務者　中村　明晃
１　決定年月日時　平成30年４月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成３０年（フ）第３８号
兵庫県明石市大久保町山手台３丁目65番地の14
債務者　吉國　　亮
１　決定年月日時　平成30年４月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係